

令和4年1月25日

令和4年 第1回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

令和4年第1回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和4年1月25日（火曜日）午後2時00分～午後3時09分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第1・第2会議室

3. 出席委員 1番 真 如 昌 美（教育長）

2番 岩 田 圭 子

3番 藤 宮 志津子

4番 内 野 裕 子

5番 鈴 木 一 徳

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 矢 吹 勇 一 社会教育部長 小 俣 学

学校教育部
参 事 兼 小 野 隆 一 教育総務課長 斎 藤 謙二郎
教育指導課長

建築課長兼
教育施設担当 中 橋 健 給食課長 原 里 美
副 参 事

統括指導主事 富 田 和 己 社会教育課長 高 田 匡 章

中央図書館長 浴 靖 子 指 導 主 事 高 野 郁 子

6. 書 記

庶務係長 一ツ木 正 美 主 事 浅 井 亮 介

○議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 教育長諸務報告
- 第 3 第 1 号議案 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について
- 第 4 第 2 号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第 5 第 3 号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について
- 第 6 第 4 号議案 東大和市立児童館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について
- 第 7 第 5 号議案 東大和市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命及び委嘱について
- 第 8 第 6 号議案 東大和市学校給食センター処務規則の一部を改正する規則
- 第 9 第 7 号議案 令和 4 年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和 4 年度東大和市学校給食会計予算（案）の諮問について
- 第 10 第 8 号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について
- 第 11 第 9 号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について
- 第 12 その他報告事項 （1）令和 3 年度小・中学校卒業式告辞（案）について
（2）第三次東大和市特別支援教育推進計画（案）に係るパブリックコメントの結果について
（3）第 68 回東大和市成人式について

◎開会の辞

○真如教育長 ただいまから、令和4年第1回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

令和4年の第1回目ということで、背筋を伸ばしていきたいと思えます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○真如教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、鈴木委員をお願いをいたします。

○鈴木委員 はい。

○真如教育長 よろしくお願ひします。

今日は傍聴者はいらっしやいません。

◎日程第2 教育長諸務報告

○真如教育長 日程第2、教育長諸務報告を行います。

令和3年12月22日から令和4年1月21日までの諸務報告であります。

12月22日、水曜日、令和3年度東大和市教育委員会主要施策会議に出席をいたしました。

続いて、令和3年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価に関する学識経験者説明会に出席をいたしました。

12月23日、木曜日、第22回総合計画策定本部会議に出席をいたしました。

続いて、第12回行政改革推進本部会議に出席をいたしました。

その後、谷里保育園分園のル・ボアという園舎の内覧に出席をいたしました。

12月24日、金曜日、教育委員会定例会に出席をいたしました。

12月28日、火曜日、市職員辞令交付式に出席をいたしました。

1月7日、金曜日、校長会に出席をいたしました。

続いて、教育委員懇談会に出席をいたしました。

1月9日、日曜日、令和4年東大和市消防出初式に出席をいたしました。

1月10日、月曜日、第68回東大和市成人式に出席をいたしました。

1月12日、水曜日、第13回行政改革推進本部会議に出席をいたしました。

1月20日、木曜日、第39回東大和市新型コロナウイルス感染症対策本部会議に出席をいたしました。

以上であります。

1月9日の消防出初式的时候には、とても天気が良くて、拝見していても大変素晴らしいと思っていましたけれども、一般の方がやはり参加できないということで、そういった意味では少し残念に感じました。

翌日の1月10日の第68回東大和市成人式につきましては、また社会教育課から話をしてもらえるかもしれませんけれども、大変立派な式になりまして、私たちも非常に感激いたしました。

以上でございます。

何かご質問等ございますか。よろしいですか。

(発言する者なし)

◎日程第3 第1号議案 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について

○真如教育長 それでは、日程第3、第1号議案 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第1号議案 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

市長の権限に属する事務について、地方自治法第180条の2の規定に基づき、令和4年1月12日付で市長から教育委員会へ事務の委任及び補助執行の協議がありました。

1、事務の委任の(1) 委任する東大和市長の権限に属する事務は、教育委員会の所管に属する公の施設の利用料金の額の承認に関することとあります。

(2) 委任機関は、東大和市教育委員会とあります。

(3) 委任する理由は、地方自治法第180条の2の趣旨である「最少の経費で最大の効果を挙げ、常に組織と運営の合理化を図るよう努めなければならないと

する地方自治法の精神にのっとり、可能な限り機構を簡素化して行政の能率的処理を実現せしめる」に照らして、教育委員会の所管に属する公の施設の利用料金の額の承認に関する事務を教育委員会に委任することにより、事務の能率的処理を促進し、効果的で効率的な行政運営を行うことができるためであります。

(4) 事務の専決は、委任する事務における教育委員会の所管職員の専決については、東大和市事務決裁規程に準じるものであります。

続きまして、2、事務の補助執行の(1) 補助執行させたい東大和市長の権限に属する事務は、ア、青少年問題協議会に関すること及びイ、児童館における子育てひろば事業に関することの2件であります。この2件の事務の補助執行につきましては、令和3年11月4日付で市長から教育委員会に事務委任の協議があり、令和3年11月24日の令和3年第11回東大和市教育委員会定例会において事務の委任としてご承認をいただいたものでございますが、効率性の観点等により、委任から補助執行に変更するものであります。

(2) 補助執行させたい職員は、東大和市教育委員会の事務を補助する職員のうち、令和4年4月1日付組織改正により「青少年に関すること」の事務を所管する部長及び所管課職員であります。

(3) 事務の専決は、補助執行に係る事案の専決については、東大和市事務決裁規程によるものであります。

最後に、3、実施予定日は、令和4年4月1日からとするものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第3、第1号議案 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について、本件を同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第1号議案 市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る協議について、本件を同意と決めます。

**◎日程第4 第2号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部
を改正する規則**

○真如教育長 日程第4、第2号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第2号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和4年4月1日に予定しております組織改正に伴いまして、部の統合及び課の名称変更、課及び係の移管、事務分掌を変更する必要性が生じたことから、関連する東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正するものであります。

それでは、議案資料をご覧ください。

東大和市教育委員会事務局処務規則新旧対照表に基づいてご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

網かけがあるところが今回改正を行う箇所、左側が現行条文、右側が改正案であります。

初めに、第2条、組織につきまして、学校教育部を教育部に名称変更するものであります。

2 ページをお開きください。

青少年課及び青少年育成係につきましては、教育委員会へ移管するため追記するものであります。

その下、社会教育部につきましては、部の統合に伴い削除し、社会教育課を生涯学習課に名称変更するとともに、スポーツ推進係を新設するものであります。

続いて、第2項につきましては、それぞれの教育機関を所管する部、または課を規定するものであります。

第1号と第2号を入れ替え、東大和市立公民館及び東大和市立図書館を社会教育部から教育部へ、東大和市学校給食センターを学校教育部から教育部教育総務

課へ、それぞれ名称及び所管を変更するものであります。

第3号につきましては、社会教育部社会教育課を教育部生涯学習課に名称変更するものであります。

第3項につきましては、学校教育部の名称変更に伴い、教育部とするものであります。

3ページをお開きください。

第4条第2項、第5条第2項、第8条第2項及び第5項につきましては、職層ごとの名称につき整理するものであります。

7ページをお開きください。

第9条、事務分掌につきましては、青少年課の移管に伴い、次のとおり事務分掌を追加するものであります。青少年育成係の事務分掌につきましては、（1）児童館の計画、整備及び事業運営に関すること。（2）きよはら児童館の施設管理に関すること。（3）学童保育所の計画、整備及び事業運営に関すること。

（4）学童保育所第四クラブ、学童保育所第七クラブ、学童保育所第八クラブ、学童保育所第九クラブ及び学童保育所桜が丘クラブの施設管理に関すること。

（5）その他放課後児童健全育成事業（放課後児童健全育成事業者の指導及び検査を除く。）に関すること。（6）青少年対策地区連絡協議会及び青少年対策地区委員会に関すること。8ページをお開きください。（7）放課後子ども教室に関すること。（8）その他児童及び青少年の健全育成に関すること。（9）課内の庶務に関すること。以上の9項目を追加するものであります。

続けて、生涯学習課生涯学習係の事務分掌であります。

課の名称を社会教育課から生涯学習課に変更し、スポーツ推進係の新設に伴い生涯学習係の事務分掌の一部を削り、スポーツ推進係に移管するものであります。

左側の（4）社会教育施設の設置に関することにつきましては、体育施設等に係る設置のみスポーツ推進係に移管されることから、体育施設等に係る施設を除くの文言を追加するものであります。

また、（7）文化振興施策の企画及び推進に関すること、（8）市民会館に関することにつきましては、組織改正に伴い事務分掌を追加するものであります。

9ページをお開きください。

左側、生涯学習係の事務分掌内、（15）につきましては、部の統合に伴い削除するものであります。

また右側、新設するスポーツ推進系の事務分掌につきましては、（１）社会体育施策の企画及び推進に関する事。 （２）社会教育施設（体育施設等に係る施設に限る。）の設置に関する事。 （３）体育施設等に関する事。 （４）スポーツ推進委員に関する事。 （５）社会教育関係団体（体育、スポーツ及びレクリエーションに係る団体に限る。）に関する事。 （６）学校施設の使用承認に関する事。 （７）体育、スポーツ及びレクリエーションの活動の普及及び振興に関する事。 （８）体育、スポーツ及びレクリエーションの大会等の開催及び奨励に関する事。以上の８項目につきまして追加するものであります。

第２項につきましては、職層ごとの名称につき整理するものであります。

10ページをお開きください。

第11条、教育長の決裁事案につきまして、現行の事務に合わせ文言の整理をするものであります。

11ページをお開きください。

第12条、部長、課長及び係長の専決事案の第２項につきましては、職層ごとの名称につき整理するものであります。

続いて、第14条、事案の代決の第２項につきましては、東大和市学校給食センターの所管が部から課になることから一部を削るものであります。

16ページをお開きください。

別表第１、庶務関係決裁区分表内の庁舎・公有財産物品の管理につきましては、文言を漢字表記に修正するものであります。

最後に、附則につきましては、施行日を令和４年４月１日とするものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願ひいたします。

岩田委員。

○岩田委員 一つ教えていただきたいんですけども、16分の7ページの青少年育成係の児童館に関してですが、（２）きよはら児童館の施設管理に関する事とありますけれども、ほかにも児童館ってたくさんあると思うのですが、きよはらだけこの抜き出ているのはどういうわけなのでしょう。

○真如教育長 教育総務課長。

○齋藤教育総務課長 ほかの児童館につきましては、市民センターという形でほかの課の所管となっているのですが、きよはら児童館だけ単体で清原のほうにございますので、その施設管理を含むという形になってございます。

○岩田委員 分かりました。ありがとうございます。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第4、第2号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本件を承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第2号議案 東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決めます。

◎日程第5 第3号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

○真如教育長 日程第5、第3号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第3号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例に係る意見の申出についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和4年4月1日に予定しております組織改正に伴いまして、令和3年第11回教育委員会定例会、第31号議案 市長の権限に属する事務の委任に係る協議についてにおきましてご説明申し上げましたとおり、青少年に関する事務が教育委員会に委任されることから、関連する東大和市立学童保育所条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案資料をご覧ください。

東大和市立学童保育所条例新旧対照表に基づいてご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

網かけがあるところが今回改正を行う箇所、左側が現行条文、右側が改正案であります。

初めに、第2条、名称、位置及び基準定員につきましては、文言整理するものであります。

2ページをお開きください。

第3条、休所日の第2項につきましては、事務委任に伴い、市長の文言を削るものであります。

続いて、第4条、利用時間の第1項、第2項及び第5条、入所要件の第1項につきましても、事務委任に伴い、市長の文言を削るものであります。

3ページをお開きください。

前ページに引き続き、第5条第2項第3号につきましては、事務委任に伴い、市長の文言を削るものであります。

第6条、入所の承認につきましても、事務委任に伴い、市長の文言を削り、別に規則を定めるとするものであります。

4ページをお開きください。

第7条、育成料等の第1項第2号、市町村民税が課されない世帯の育成料を無料とする規定につきましても、その世帯に含まれる範囲を明確にするため、文言整理するものであります。

5ページをお開きください。

同じく第7条第2項第2号につきましては、第1項と同様に文言整理するものであります。

続きまして、第8条、育成料等の免除について、事務委任に伴い、市長の文言を削るものであります。

6ページをお開きください。

第9条、育成料等の不還付につきましても、事務委任に伴い、市長の文言を削るものであります。

続きまして、第10条、退所等の届出及び第11条、入所等の承認の取消しにつきましては、事務委任に伴い、市長の文言を削り、別に規則を定めるとするものであります。

7ページをお開きください。

別表につきましても、令和4年4月から東大和市立第四小学校内に学童保育所第

四クラブ四小内育成室を設置することから、名称及び位置を追加するものであります。

8ページをお開きください。

最後に、附則につきましては、本条例の施行日を令和4年4月1日とし、経過措置として、令和4年4月以降の育成料及び延長育成料については、本条例改正案を適用し、同年3月以前の月分については、現行条例を適用することとし、また令和4年4月以降の月分については、施行日の前においても本条例改正案を適用するものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第5、第3号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、意見なしとすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第3号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、意見なしと決めます。

◎日程第6 第4号議案 東大和市立児童館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

○真如教育長 日程第6、第4号議案 東大和市立児童館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第4号議案 東大和市立児童館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和4年4月1日に予定しております組織改正に伴いまして、令和3

年第11回教育委員会定例会、第31号議案 市長の権限に属する事務の委任に係る協議についてにおきましてご説明申し上げましたとおり、青少年に関する事務が教育委員会に委任されることから、関連する東大和市立児童館条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案資料をご覧ください。

東大和市立児童館条例新旧対照表に基づきご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

網かけがあるとところが今回改正を行う箇所、左側が現行条文、右側が改正案であります。

初めに、第4条、休館日につきまして、事務委任に伴い、市長の文言を削るものであります。

2 ページをお開きください。

第5条、利用時間、第6条、利用者の範囲につきましても、同じく事務委任に伴い、市長の文言を削るものであります。

続きまして、第7条、利用の制限につきましては、事務委任に伴い、教育委員会で規則を定めるとするものであります。

3 ページをお開きください。

第9条、委任につきましても、事務委任に伴い、教育委員会で規則を定めるとするものであります。

最後に、附則につきましては、施行日を令和4年4月1日とするものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、第4号議案 東大和市立児童館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、意見なしとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第4号議案 東大和市立児童館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、意見なしと決めます。

◎日程第7 第5号議案 東大和市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命及び委嘱について

○真如教育長 日程第7、第5号議案 東大和市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命及び委嘱について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部参事。

○小野学校教育部参事兼教育指導課長 ただいま議題となりました第5号議案 東大和市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命及び委嘱についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

東大和市いじめ問題対策連絡協議会は、東大和市いじめ防止対策推進条例第10条第1項の規定により設置するものであり、本協議会は同条同項において、学校、教育委員会、小平児童相談所、東大和警察署、その他の関係者により構成されると規定されております。

東大和市いじめ問題対策連絡協議会規則第2条第2項において、本協議会の委員は、東大和市教育委員会が任命し、または委嘱すると規定しており、第3条において、任期を2年とし、再任は妨げないと規定しております。つきましては、本協議会の委員の任期が令和4年2月2日に満了となることから、委員の任命及び委嘱についてご提案申し上げるものであります。

それでは、任命及び委嘱する委員につきましてご説明申し上げます。

なお、委員の所属、役職及び任命または委嘱の区分、再任または新任の区分は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

東大和市いじめ問題対策連絡協議会委員として、学校からは、関雅人氏、久森信氏のお二人を、教育委員会からは、矢吹勇一、小野隆一の2人を、小平児童相談所からは、平見歩氏お一人を、東大和警察署からは、熊木貴洋氏お一人を、その他の関係者からは、金田智広氏、宮田智雄氏、石川博隆氏、新海隆弘氏、山田茂人氏、志村明子氏、飯野結香氏、宮川由美氏、原徹子氏の9人の合計15人について、任命または委嘱をお願いするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。
よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第7、第5号議案 東大和市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命及び委
嘱について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第5号議案 東大和市いじめ問題対策連絡協議
会委員の任命及び委嘱について、本件を承認と決めます。

◎日程第8 第6号議案 東大和市学校給食センター処務規則の一部
を改正する規則

○真如教育長 日程第8、第6号議案 東大和市学校給食センター処務規則の一部
を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第6号議案 東大和市学校給食セ
ンター処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説
明を申し上げます。

本件は、令和4年4月1日に予定しております組織改正に伴いまして、給食課
を教育総務課に統合し、学校給食センターの所管が教育総務課に変更となります
ことから、関連する東大和市学校給食センター処務規則の一部を改正するもので
あります。

それでは、議案資料をご覧ください。

東大和市学校給食センター処務規則新旧対照表に基づいて説明させていただきます。
ます。

1ページをご覧ください。

網かけがあるところが今回改正を行う箇所、左側が現行条文、右側が改正案
であります。

初めに、第2条、課及び係の設置につきまして、学校給食センターの所管が教育総務課に変更となり、給食センターに課を設置しなくなることから、見出し等を変更するものであります。

次に、第3条、事務分掌につきましては、組織改正に伴う変更及び現行の事務に合わせ文言を整理するものであります。

2ページをお開きください。

第4条、職員及び第5条、職責につきましては、課を統合するため、給食センターにおける課長に関する内容を削るものであります。

次に、第6条、専決事案と、3ページの第7条、事案の代決及び第9条、委任につきましては、所管課長の変更に伴い、変更となるものであります。

最後に、附則につきましては、施行日を令和4年4月1日とするものであります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第8、第6号議案 東大和市学校給食センター処務規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第6号議案 東大和市学校給食センター処務規則の一部を改正する規則について、本件を承認と決めます。

◎日程第9 第7号議案 令和4年度東大和市学校給食事業計画(案)
及び令和4年度東大和市学校給食会計予算
(案)の諮問について

○真如教育長 日程第9、第7号議案 令和4年度東大和市学校給食事業計画(案)及び令和4年度東大和市学校給食会計予算(案)の諮問について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

学校教育部長。

○矢吹学校教育部長 ただいま議題となりました第7号議案 令和4年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和4年度東大和市学校給食会計予算（案）の諮問についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和4年度東大和市学校給食事業計画及び令和4年度東大和市学校給食会計予算の策定に当たりまして、東大和市学校給食センター設置条例第7条の2第1項に基づき、東大和市学校給食センター運営委員会に諮問するものであります。

詳細につきましては、給食課長からご説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

○真如教育長 給食課長。

○原給食課長 それでは、私のほうから内容をご説明させていただきます。

初めに、令和4年度東大和市学校給食事業計画（案）についてでございます。こちらは、令和4年度の市の学校給食事業の実施に当たりまして、基本的な内容を記載しているものでございます。

事業計画（案）の1ページをお開きください。

第1は、学校給食事業の前提となる学校給食法で定める学校給食の目的を記載しております。

第2は、市の学校給食事業の主旨を記載しております。

第3は学校給食センターの稼働日で、令和4年度は年間203日ですが、これは3ページの別表1の右下に記載しておりますが、カレンダー等の関係で昨年度と比べ1日減となっております。

1ページにお戻りください。

第4は年間給食日数で、こちらは東大和市学校給食センター給食費に関する規則で定める学校給食費の算定基準となる日数で、今回変更はありません。

第5は栄養摂取基準及び食品構成で、学校給食センターでは、国で定める学校給食摂取基準や学校給食の標準食品構成表を参考として、栄養士が献立を作成します。こちらの内容は、4ページに記載しておりますが、令和3年度と変更はありません。

2ページをお開きください。

第6は、学校給食で使用する食材料についてになります。食材料の選定の方法のほか、主なものの選定基準を記載しております。

第7は給食費で、保護者等が負担する学校給食1食当たりの基準額及び月額給食費でございますが、令和3年度と変更はありません。

次に、令和4年度東大和市学校給食会計予算書（案）についてご説明させていただきます。

こちらは、先ほどの事業計画や令和4年度の児童・生徒の見込み人数などを基に学校給食会計の予算を策定するものでございます。こちらは市の公会計とは別に管理する私会計で実施しております。

予算書（案）の1ページをお開きください。

こちらは、収入支出予算の総括表になります。

上段の収入をご覧ください。

科目1、給食費は、本年度、令和4年度のことですが、予算額は3億2,309万8,000円、科目2、繰越金は1,000円、科目3、諸収入は9万7,000円、合計3億2,319万6,000円で、前年度に比べ26万円の増額でございます。

次に、下段の支出は給食食材費のみで、本年度予算額は3億2,319万6,000円で、前年度に比べ26万円の増額でございます。

収入支出の増額の理由ですが、児童・生徒数等の見込みが前年度より増となったことによるものでございます。

2ページをお開きください。

こちらは、収入支出予算の事項別明細書でございます。

上段の収入をご覧ください。

科目1、給食費の1、現年度給食費は、本年度予算額3億2,058万7,000円で、前年度に比べ35万7,000円の増となっております。

3ページの左側の表は、学校ごとの内訳でございます。また、4ページと5ページ上段には、各学校と給食センター分の見込み人数等の内訳を記載しております。

2ページ目にお戻りください。

収入、科目1、給食費の2、過年度給食費でございますが、こちらは令和2年度及び令和3年度の給食費の未納分で、本年度予算額251万1,000円で、前年度に比べ9万7,000円の減となっております。5ページ中段の表にその内訳などを記

載しております。

再度2ページ目にお戻りください。

収入、科目3、諸収入の1、試食会は9万6,000円で、前年度と同額となっております。5ページ下段の表にその内訳を記載しております。

次に、3ページの右側の表をご覧ください。

支出は全て学校給食で使用する食材の購入費用となっておりますが、これはその内訳で、過去2年分の実績を基に金額を見込んでおります。

説明は以上になります。

来月以降、こちらの内容について、学校給食センター運営委員会においてご意見をお聞きした後、教育委員会に答申する予定となっております。よろしく願いいたします。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

内野委員。

○内野委員 ここ数か月で、小麦等の食品の値上げや油等の値上げ等が言われていますけれども、やはり給食もすごく支障が大きいと思うのですが、給食費は上げないということで、子どもたちの食べる量が減ってしまうのかと、保護者としてはそういう心配もあるのですが、そういうあたりは大丈夫なのでしょうか。

○真如教育長 給食課長。

○原給食課長 何とかやりくりはしているのですが、おっしゃったとおり油につきましては、いつも半年ごとの契約でして、今は10月から3月で金額設定して契約していますが、今の金額よりも少し上げてくださいということでやはり値上げとなり、途中で契約変更し、もう1回見積り合わせをし直し、少し上がったというのはありますが、半年ごとに契約しているもので、少しだけ市場が乱高下しているのはそこまで影響を受けないというのがありますが、何とかやりくりしております。

○内野委員 本当にご苦労されていると思います。ありがとうございます。

○原給食課長 野菜がそこまで高くなっていないというのが救いですが、量とかエネルギーとかを確保するように頑張っております。

○内野委員 ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

○真如教育長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第9、第7号議案 令和4年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和4年度東大和市学校給食会計予算（案）の諮問について、本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第7号議案 令和4年度東大和市学校給食事業計画（案）及び令和4年度東大和市学校給食会計予算（案）の諮問について、本件を承認と決めます。

◎日程第10 第8号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

○真如教育長 日程第10、第8号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を議題に供します。

議題の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま議題となりました第8号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例の一部を改正する条例に係る意見の申出についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和4年4月1日付組織改正に伴い、審議会の庶務に係る担当部の名称を改める必要がありますことから、本条例の一部改正を行うものであります。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

第9条の改正であります。社会教育部を教育部に改めるものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第10、第8号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、意見なしとすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第8号議案 東大和市生涯学習推進計画審議会条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、意見なしと決めます。

◎日程第11 第9号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

○真如教育長 日程第11、第9号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

社会教育部長。

○小俣社会教育部長 ただいま議題となりました第9号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和4年4月1日付組織改正に伴い、市民会館に係る事務が市長部局から教育委員会に移管されますことから、本条例の一部改正を行うものであります。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

本則の改正は、事務の移管に対応するため、第3条ただし書及び第14条ただし書を除き、事務の主体を市長から教育委員会に改めるものであります。

次に、第3条ただし書の改正は、ただいまご説明申し上げました本則の改正と同様に、市長を教育委員会に改めるものであります。併せて略称を規定するものであります。

次に、第4条第2項の改正は、文言整理であります。

次に、第7条第3項第2号の改正は、引用する規則を東大和市教育委員会規則に改めるものであります。

次に、第16条第3項第1号の改正は、文言整理であります。

最後に附則であります。条例の施行日を令和4年4月1日とするものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長 説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第11、第9号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、意見なしとすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真如教育長 ご異議なしと認め、第9号議案 東大和市民会館条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について、意見なしと決めます。

◎日程第12 その他報告事項

○真如教育長 日程第12、その他報告事項を行います。

報告事項1、令和3年度小・中学校卒業式告辞(案)について、本件の報告をお願いいたします。

統括指導主事。

○富田統括指導主事 それでは、令和3年度小・中学校卒業式告辞(案)について報告いたします。

お手元の資料は、令和3年度小・中学校卒業式告辞の案でございます。

小学校につきましては、東大和市にゆかりのある日本画家の吉岡堅二氏、中学校につきましては、東京オリンピック柔道金メダリストの大野将平選手を取り上げる予定でございます。

こちらの告辞につきましては、昨年度同様、文書での配布となる見込みでございます。

この内容につきましては、この場、または2月4日の教育委員懇談会におきまして、委員の皆さまからご意見をいただきたいと考えております。その後、2月

18日の教育委員会にて、今回のご意見を踏まえてご承認をいただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○真如教育長 本来でしたら学校に行き、いろいろとご挨拶をしながら告辞を言うのですけれども、また今年もできませんということで、よろしくをお願いいたします。

それでは、質疑を終了いたします。

報告事項2、第三次東大和市特別支援教育推進計画（案）に係るパブリックコメントの結果について、本件の報告をお願いいたします。

学校教育部参事。

○小野学校教育部参事兼教育指導課長 「第三次東大和市特別支援教育推進計画（案）」に係るパブリックコメントの結果についてをご覧ください。

第三次東大和市特別支援教育推進計画（案）、令和4年度から令和8年度について、パブリックコメントを実施しましたところ、次のとおりの結果となりました。

1、提出した市民等の数及び提出されたご意見の数ですが、お一人2件でございました。

2、意見の提出期間については、令和3年12月6日、月曜日から令和4年1月4日、火曜日まででした。

3番、提出された意見の要約及び意見に対する市の考え方につきましては、1枚おめくりいただきまして、別紙のとおりとなっております。説明については、省略をさせていただきます。

今回のパブリックコメントのご意見を反映させたものを計画（案）として委員の皆さまに事前にお示ししまして、こちらにも2月4日の懇談会のほうでご意見を頂戴できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 それでは、質疑を終了いたします。

報告事項3、第68回東大和市成人式について、本件の報告をお願いいたします。
社会教育課長。

○高田社会教育課長 社会教育課から1件、第68回東大和市成人式の開催結果につきましてご報告をさせていただきます。

1月10日に開催いたしました成人式につきましては、教育委員の方にも主催者として出席をしていただきまして、ありがとうございました。

今回の対象者は、827人のところ出席者は493人ということで、出席率は59.6%でありました。令和3年は中止をさせていただきますと、令和2年は68.7%でしたので、少し出席率が下がってしまったというところであります。

今回の成人式は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、初めて2分割制ということで実施をさせていただきました。そのようなことも影響したのかもしれませんが、式典につきましては、非常に厳かな雰囲気といえましょうか、来賓の祝辞の後に拍手が起きるぐらいのそういったすばらしい式典になったというふうに感じております。

成人式の様子につきましては、市の公式動画チャンネルにも掲載をされておりますので、式典の様子をぜひご覧いただきたいと思っております。

社会教育課からは以上となります。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

岩田委員。

○岩田委員 私も成人式に参加させていただきましたと、とても皆さん立派にお話を聞かれていまして、今まで以上に本当に良い式だったと思えました。いろいろ感染が大変になってきた中で、こうやって2部制でも開催できたことがとても良かったことだったと思っております。お疲れさまでした。

○高田社会教育課長 ありがとうございます。

○真如教育長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○真如教育長 質疑を終了いたします。

◎閉会の辞

○真如教育長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって令和4年第1回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時09分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長 真如 昌美

会議録署名委員 鈴木 一徳